

平成29年6月10日

公益社団法人高知看護協会
会員の皆様へ

公益社団法人高知県看護協会
会長 宮井 千恵

不明金への対応に関するその後の経過

会員の皆様方には、このことについて、ご心配をおかけしており、大変申し訳ありません。

平成28年9月12日付けで、同日までの対応をお知らせしておりますが、その後の経過について、下記のとおり、ご報告申し上げます。

記

- 1 平成29年3月14日、懲戒解雇した当協会元職員（以下「元職員」という。）を、高知南警察署に、業務上横領の疑いで告訴するとともに、有印私文書偽造、同行使、詐欺の疑いで告発しました。
- 2 平成29年4月3日、元職員に対し、同人の着服横領等の不法行為による当協会の損害3446万円余の損害賠償請求を高知地方裁判所に提訴しました。
- 3 特定資産である金融資産管理規程を制定するとともに、公印管理規程の改正を行いました。
また、預貯金管理、現金管理の各要領を作成し、適切な事務処理に努めています。
- 4 今後、原因や対策、当協会役員等の責任等を検討して、会員の皆様にご報告します。